

平成 27 年度

第 2 回寝屋川市景観審議会

会 議 録

# 平成 27 年度 第 2 回 寝屋川市 景観審議会

日時：平成 27 年 10 月 6 日(火)

午後 2 時 00 分から

場所：議会棟 5 階第二委員会室

## 《次 第》

### 1 開 会

### 2 景観審議会に報告するもの

#### (1) 報告

ア 景観重点地区追加指定に伴うアンケート調査結果について

イ 景観重点地区追加に伴う「寝屋川市景観計画変更（素案）」について

ウ 今後のスケジュール

#### (2)その他

ア 屋外広告物適正化旬間の活動報告について

### 3 閉 会

以 上

平成 27 年度第 2 回寝屋川市景観審議会 会議録

- 1 日 時 : 平成 27 年 10 月 6 日 (火) 午後 2 時 00 分～2 時 45 分
- 2 場 所 : 議会棟 5 階第二委員会室
- 3 出席者
- |     |            |            |
|-----|------------|------------|
| 委員  | 会 長        | 増 田 昇      |
|     | 副会長        | 山 野 高 志    |
|     | 委 員        | 坂 口 行 洋    |
|     | 委 員        | 井 上 容 子    |
|     | 委 員        | 白 川 清 司    |
|     | 委 員        | 熊 田 将 男    |
|     | 委 員        | 星 野 創      |
|     | 委 員        | 田 中 稔      |
|     | 委 員        | 中 村 一 二 三  |
|     | 委 員        | 岡 本 至      |
|     | 委 員        | 亀 田 博 夫    |
|     | まち政策部部長    | 大 西 道 彦    |
|     | まち政策部次長    | 宮 永 稔 生    |
|     | まちづくり指導課長  | 田 伐 正 人    |
|     | まちづくり指導課課長 | 野 口 勝 彦    |
|     | 都市計画室長     | 大 坪 史 郎    |
|     | 都市計画室課長    | 竹 本 明 広    |
| 事務局 | まちづくり指導課   | 係長 乾 佳 純   |
|     | 同          | 係長 下 谷 和 生 |
|     | 同          | 係長 荒 垣 幸 信 |
|     | 同          | 主査 西 山 修 治 |
- 4 傍聴人 0 名
- 5 会議事項 別紙のとおり

(開 会)

事務局

お待たせいたしました。

定刻となりましたので只今より、平成 27 年度第 2 回寝屋川市景観審議会を開催いたします。

本日はご多忙のところ、当審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、委員 11 名中 11 名の出席がありますので、寝屋川市景観審議会規則第 4 条第 2 項の開催要件を満たしております。

それでは、開会にあたりまして、まちづくり指導課長の田伐よりご挨拶申し上げます。

田伐課長 <開会の挨拶>

<資料配布の確認>

それでは、まず本日の資料を確認させていただきます。

まず、平成 27 年度第 2 回寝屋川市景観審議会次第、次に、配席図、資料 1 といたしまして、景観重点地区アンケート配付数及び返送数の集計 A4 2 枚、資料 2 といたしまして、アンケート調査でいただいたご意見等に対する市の考え方をまとめたもの、資料 3 といたしまして、景観重点地区指定に伴う自治会等への説明結果 A4 1 枚、資料 4 といたしまして、第 1 回景観審議会でご指摘いただいた箇所について抜粋したもの A4 1 枚、資料 5 といたしまして、景観重点地区追加指定に伴う「寝屋川市景観計画変更（素案）」、資料 6 といたしまして、今後のスケジュール、資料 7 といたしまして、本日の説明資料のパワーポイント資料、資料 8 といたしまして、屋外広告物適正化旬間活動報告資料。

以上でございます。

不足等ございませんでしょうか。なお、本日の会議録につきましては、後日、ホームページと市役所情報コーナーにて、公開させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局

それでは、増田会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長よろしく願いいたします。

会 長

みなさん、こんにちは、それでは、これから平成 27 年度第 2 回景観審議会を開催いたします。本日の案件について、事務局から説明していただければと思います。よろしく願いします。

事務局

<(1) 景観重点地区追加指定に伴うアンケート調査結果、(2) 景観重点地区追加指定に伴う「寝屋川市景観計画変更（素案）」、(3) 今後のスケジュールについて>説明

会 長

はい、どうもありがとうございました。次第2の景観審議会に報告するものの(1)アンケート調査結果(2)景観計画変更(素案)と最後に(3)今後のスケジュールのご報告をいただきましたけど何か質問なりご意見ありませんでしょうかいかがでしょうか?

委員

資料1のアンケート返送率25.3%、返送数20件ということですが、土地・所有者と店舗・事務所等それぞれの区分ごとの返送数・返送率がわかったら教えて欲しいので1点と資料3の各団体で、地元自治会、商業団体連合会、商店街へ説明され理解、賛同されたとのことですが、なにかご意見等はあったのでしょうか?

会長

はい、いかがでしょうか事務局の方

事務局

はい、まず1点目の返送率の件でございますが、土地・所有者と店舗・事務所と分けさせてもらいましたが、回答の方は、無記名回答となっておりますので、最終の返送率については、内訳はございません。あくまで、トータルの返送率となっております。

2点目の商業団体連合会、萱島信和東口商店街への説明の件ですが、商業団体連合会の方は、特に会員さんがおられるわけでないのので、意見は、ございませんでした。

萱島信和東口商店街の方は、アンケート調査の結果と同様、行政主体のハード整備に関するご要望的なものでございました。

以上でございます。

会長

はい、よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか?

少し、返送数、返送率が上がったということですけど。

重点地区指定をすすめてきて、かなり後半戦ですので、最終に近い重点地区ですから市内でご理解が深まってきているとのことかと思えます。

特に、ございませんでしょうか?

それでは、前回の審議会にいただいた意見は、反映していただいているとのことでございますので、この(素案)に基づいて告示をされたのち、都計審の意見を聞いて、(案)というかたちになって第3回の景観審議会に付議、答申されるという状況になるということです。

よろしいでしょうか? はい、ありがとうございます。

明度、彩度のこともよろしいでしょうか?

こういう経緯で決めてきたということでございます。

はい、ありがとうございます。

それでは、その他ということで、もう1件の案件でございます次第3の屋外広告物適正化旬間の活動報告ということで、ガイドラインもでき具体的にどんな活動をされているかを報告していただければと思います。よろしくお願いたします。

事務局

<資料8に基づき屋外広告物適正化旬間の活動報告について>説明

## 概要

目 的 市条例及び安全点検の周知・啓発活動  
実施日時 平成 27 年 9 月 1 日 14 時～16 時 30 分  
実施場所 寝屋川市駅周辺指定区域の規制対象エリアの一部  
参加人員 16 名  
協力団体 大阪屋外広告美術協同組合  
配付物 チラシ、ティッシュ  
対象店舗 46 店舗

## 会 長

はい、いかがでしょうか?条例施行以降こういう活動をされたというのですが、いかがでしょうか?なにかご意見とかご質問とかございませんでしょうか?例えば、具体的に条例施行後、相談があったとか少し行政指導したとかの実態はどんな感じでしょうか?

## 事務局

活動についてですが、屋外広告物の許可を受けた後は、2年ごとに更新ということで継続申請が必要となるのですが、継続申請の期限が間近に迫っているときに市の方から継続の案内ということで文書を送らせて頂いておりますので、そのことで、申請者からのトラブル等は、特にございません。

周知・啓発活動を行ったエリアからは、何件か、申請の手続きのこととかの問合せがありまして、協議を行っている最中でございます。  
以上です。

## 会 長

はい、もう1点だけ教えてもらいたいののですが。2年間経って継続申請するとき、既存不適格やったものは、改善しないと継続できないことになるのでしょうか?

## 事務局

はい、一度許可取っている分に関しては、経過措置期間を設けておりますので、その期間内であれば、そのまま継続申請は可能ですが、経過措置期間が満了するまでには、変更の手続等対応していただければいけない。そのことも許可申請を下すときに、この物件については、経過措置期間中ですとか経過措置が切れれば変更手続きが必要等のご案内文を入れています。

## 会 長

勉強不足で申し訳ありませんが、経過期間とはどれ位なんでしょうか?

## 事務局

屋外広告物の経過期間の具体ですが、基本的には既存不適格物件では、5年、工作物の確認申請が必要な大規模な屋外広告物については、10年が原則になっておりまして、市条例施行の直近に建てられた物件などは、減価償却が満了する時までとしておりまして、事業者さんの財産権の担保という経過措置を設けさせていただいております。

会 長

はい、わかりました。ありがとうございます。

そうすると、効果は短期的に出てくるということですね。経過措置が5年ということなら。なにか、ご質問ありませんか？

委 員

チラシ2面の一番下の、「※点検は、屋外広告士、屋外広告物講習会修了者等の有資格者にご依頼を行って下さい。」と書いてあるが、この「屋外広告士」、「屋外広告物講習会修了者」について、よくわからないので説明していただけますか？

会 長

いかがですか？

事務局

申請手続きもそうなんですが、屋外広告業に登録した会社の方に請手続きしてもらう必要がありますし、点検に関しては、なかなか素人の方では、点検項目とかもわかりにくいのでこういった有資格者に点検してもらって下さいと案内しているのと、先ほども申し上げました工作物の確認申請対象物件については、自主点検した結果を継続申請のときに添付する必要がありますので、広告士や講習会修了者などの有資格者に点検してもらう必要があります。

委 員

「屋外広告士」とは、法令に定める資格なんでしょうか？どういう制度なんでしょうか？

事務局

委員指摘の「屋外広告士」ですが、今は、一級建築士などの国家資格ではございません。

「屋外広告物講習会修了者」は、都道府県や政令市が年1回、屋外広告物に携わる方々が基礎的な業務の知識を持っていただけるよう講習会を実施しており、受講者の方々は、屋外広告物の安全性についての知識をお持ちになっているので、点検にあたっては、これら有資格者をお願いして下さいとの主旨で記載させてもらっているものです。

委 員

屋外広告物講習会を修了した者は、「屋外広告士」という資格になるのですか？

会 長

一般の方々が、屋外広告の点検を依頼するのに、市のホームページを見るとか、市に問合せしたら有資格者を紹介してもらえるのでしょうか？

素人の人は、なかなかそんなことをだれにしてもらったらいいかわからないということがあろうと思います。

事務局

周知、啓発時に一緒に廻らしていただいた団体の大阪屋外広告美術協同組合が屋外広告業を登録している組織でありまして、そこに連絡を入れて頂いたら、「屋外広告士」の紹介をしてもらえます。有資格者を紹介してもらえるので一緒に廻らせてもらいました。

会 長

パンフレットの問合せ先は、表面の下のところにあるが、法令、申請手続きとなっており、点検になってないでしょう。そのへんを工夫され、点検のときの有資格者の問合せ先がわかるように改善されたら市民の方にとって、わかりやすいかもしれんということだと思っております。

事務局

はい、廻らせていただいた時には、そのような説明を各店舗にさせていただいておりましたが、資料の方ももう少し工夫したいと思います。

会 長

もう一度聞きますけど、「講習修了者」＝「屋外広告士」では、ないのですね。別物と考えたらいいのですね。

事務局

精査させていただきますが、違うものと記憶しております。

会 長

そのへんを解説してらった方が、一般素人には、わかりやすい。一級建築士の方も点検する資格をお持ちなのかもわかりませんし、広告物の点検について一般素人の方がわかるというのが重要と思います。

事務局

会長のおっしゃられた通り、有資格者には、一級建築士も含まれますのでご意見を踏まえて今後にかしていきたいと思います。

委 員

私が心配なのは、行政が配付する文書に屋外広告物の点検は、民間の仕事でしょ、民間の仕事のピーアールをしてはいけないと私は思うのです。

そういう意味で「屋外広告士」と書いているが、そんな資格なんかないなら、こんな書き方は適正でなないのではと思います。

会 長

いまの視点と市民が見てわかるようにして下さい。両方ともご検討して下さい。

来年度の旬間するとき、このパンフを増刷するときちょっと、注釈でも入れるとかして下さい。

事務局

貴重なご意見を頂きましたので、今後の活動のため、修正を加えたいと思います。

会 長

ほか、いかがでしょうか? なにか? よろしいでしょうか?

前、コンビニで新たな展開を見せていただきましたけれど。そういう効果があったものを蓄積いただければ短期的な効果がわかる。建物の景観誘導は、短期的には、うまくいかになく時間が掛かるのですが、屋外広告物は、割り合い短期的に効果を発揮しますので、そのへんのいい蓄積が大事やと思うのでよろしくお願ひしたいと思います。

他、なにかございますか? 大体よろしいでしょうか?

私の方から余分なことかもしれませんが、寝屋川市で考えている重点地区がこれでほぼいままで想定している分が終わりですかね。

その辺、今後重点地区がどんな動きになりそうか? いかがでしょうか?

事務局

重点地区につきましては、既成市街地といった部分では、今回の萱島駅周辺で一定終わりになると考えていますが、今後都市計画道路の整備等もございますので、そのようなものに合せた景観重点地区をそこにかぶせていくことは、今後検討はしてまいります。

会 長

そうですね。たぶん、戦略的なことを考えていかないと、いままでは、まず重点地区を完成させることの課題がございましたが、それが完成すると次の段階として何をしなければいけないのかを少し市の内部でも事前に検討いただいたらなあと思いますのでよろしくお願ひします。ほか、いかがでしょうか?

先ほども報告いただいたように景観というのは、一旦建ってしまうと建物でいうと 30 年から 50 年更新していかないですから、再開発等なんらかの建築更新が起こる前に指定しておかないといけない。あとから追っかけていくとなかなか改善に繋がらないものですから、そのあたり戦略的に展開することを考えていただければと思います。

よろしいでしょうか?

委 員

いまの続きになりますけど、大和線のバス通りが 20 メートル道路になる。今週も地籍調査等に立合いですのですが、20 メートルになるについて、そのように取り組んでいくかですね。

会 長

それについて、事務局のコメントございますか?

事務局

先ほども、申しましたようにそういったハード面に合せた重点地区をかぶせていくことを考えていますが、まだ、具体的な範囲等は今後の課題と考えております。

会 長

最近、みなさん、公共施設整備の優先度というのですかプライオリティを付けていくというのが、各市町村でやるようになっていきますので、比較的短期のなかで公共事業が行われるところについては、極力なんらかの景観重点地区指定のようなものがあると効果的ということですね。ほか、ありませんでしょうか？

今日、予定しておりました案件については、すべて終わったかと思えますけど、委員の皆様、ご発言はありませんでしょうか？よろしいでしょうか？事務局の方なにかありませんでしょうか？特にございませんか？

非常に効率的な意見交換ができました。これで事務局に進行をお返ししたいと思います。

事務局

ありがとうございます。閉会に際しまして、まち政策部長であります。大西よりご挨拶申し上げます。

大西部長 <閉会の挨拶>

大西でございます。本日は、公私ご多忙のなか平成 27 年度第 2 回景観審議会にご出席を賜りまことにありがとうございます。本日の審議会は、景観重点地区の追加指定に伴います各説明でございました。先ほど、いろんなご意見を頂きまして資料の方も再精査させていただきます。景観の重点地区におきましても、やはりいろんな計画道路策定とか、区画整理とかの事業がございます。それと合せて検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。また、これまでの再評価というのも必要かなあという気もしておりますので、そのことをご意見いただきたいと思えます。先ほど、事務局より説明がありましたが、今後のスケジュールについて、予定通りすすめさせていただきますので、よろしくお願いいたします。引き続きまして増田会長、山野副会長、各委員の皆様におかれましてはより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

(閉 会)